

公益財団法人綾部市医療公社
令和7年度 事業計画

公益財団法人綾部市医療公社は、綾部市立病院の指定管理者として当該病院の運営を通して医療や福祉、公衆衛生に関する様々な事業を展開し、綾部市をはじめとする地域住民に対する地域医療の確保・充実並びに健康増進に取り組んでいます。

綾部市立病院は、開院から今日まで急性期医療を中心に展開し、綾部市における地域医療の中心的役割を果たすとともに、地域の医療ニーズに応じて診療機能や施設設備の拡張・充実に努めてきました。

本年度は、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となることもあり、さらに人口減少・少子高齢化が進む見込みであるため、今後は、将来の医療需要を見据えつつ、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症の流行や自然災害などの緊急事態の際にも、質の高い医療を効果的・効率的に継続できる医療提供体制を整備・構築する必要があります。

令和6年度からは第8次医療計画がスタートし、地域医療構想の実現に向けた取組が推進されているところですが、人口減少や薬価改定に伴う医業収益の減少、長期化する円安に伴う光熱水費、材料費、資材価格等の高騰、医師の働き方改革を始めとする医療従事者の処遇改善、賃上げに伴う人件費の増加などにより、病院経営はより一層厳しくなることが懸念されます。

これらのことを十分に踏まえ、綾部市立病院がこの地域における医療の拠点としての役割を最大限発揮し、当公社の目的である地域住民の健康と福祉の増進を達成するため、次のとおり本年度の事業計画を定めます。

1 病院運営の重点目標

(1) 将来を見据えた病院運営と経営改善の取り組み

地域の少子高齢化、人口減少に伴う医療需要の変化・減少に対応するため、令和7年4月より病床数を206床から7床削減して199床の地域密着型病院へ移行します。これまでの医療機能を維持しながら、より市民に寄り添った医療サービスの提供に努めるとともに、将来の医療需要を見据えた病院規模・機能など持続可能な医療提供体制のあり方について更なる検討を進めます。

また、ワーキンググループを立ち上げて協議を進めている経営改善について、本年度も引き続き診療報酬算定向上、部門ごとの生産性向上、ベッドコントロールの効率化などに取り組むほか、病床規模が199床になることで算定可能となる診療報酬を確実に取得していきます。

(2) 地域医療を担う人材の確保および育成

安心安全で質の高い地域医療の提供には、医師をはじめとした医療従事者の安定確保が前提となります。本年度におきましても、働きやすい魅力ある職場環境の改善に努め、地域の医療ニーズに見合った人材の適正確保に努めます。特に最重要、最優先課題である医師確保につきましては、常に京都府立医科大学関係教室と良好

な関係性の維持・向上に努め、綾部市と連携して医師派遣要請に取り組みます。

日々進歩する最新の医療を的確に地域へ提供し続けるため、職員対象の各種勉強会や研修会の開催、院外での学会や研修会への参加支援や各種専門資格取得支援を継続的に行い、地域に求められる専門性を持った職員の教育・育成に努めます。

京都府立医科大学の診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップⅡ）により、1年を通して医学生の地域医療実習を受け入れ、基本的な医学教育はもとより、地域社会の現状や課題などを含めた幅広い地域医療教育に努めるほか、将来の地域医療を担う人材育成の一環として、医療系学生の病院実習を積極的に受け入れ、これからの地域の医療を担う人材の育成に努めます。

（3）働き方改革への取り組み

医師をはじめ全職員が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、各職員はもとより、提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要なことです。

働き方改革推進委員会を中心に、引き続き各職種の専門性を生かしたタスク・シフト（業務の移管）、チーム医療によるタスク・シェア（業務の共同化）などの取り組みにより、労働時間の短縮、負担軽減に取り組んでいきます。

（4）災害等に強い病院づくりの推進

大規模災害が発生した場合、病院は、入院患者の安全を確保することに加えて、被災者に対する医療提供など、重要な役割を担うこととなります。地震、風水害などの自然災害や大規模な事故災害に対し、迅速に的確な医療が提供できるように避難・誘導や救急医療の反復訓練並びに病院消防計画、事業継続計画（BCP）の定期的な見直しを行い、災害時にも強い病院を目指します。

また、第8次医療計画では、新たに新興感染症への対応が盛り込まれ、平時から新興感染症の発生に対しての備えが求められています。令和6年6月に京都府と医療措置協定を締結し、新興感染症の発生及びまん延時には病床確保・発熱外来の役割を担うことになっており、平時、まん延時を問わず迅速に対応できる医療提供体制の整備に努めます。

2 救急医療体制の維持・確保

「救急医療体制の充実」は当院の基本方針の柱であることを再認識し、公立病院としての使命を果たします。

近年は日当直医師の確保が大変厳しくなっていますが、京都府立医科大学や関連病院からの応援を得ながら、綾部市消防本部をはじめとした地域の救急隊と円滑な連携に努め、救急告示病院として全力を挙げて救急医療の確保に努めます。

3 公衆衛生活動事業の推進

市民向け学術講演会や様々な健康講座、健康教室を開催し、地域の疾病予防や健康増進、医学的知識の向上に努めます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、対面・参加型で開催していますが、多数の方に参加いただいております。参加者の医療や健康への根強い関心の高さを実感しています。本年度も、健康長寿社会の実現に向けて、より一層地域住民のニーズに応えられる事業を展開していきます。

4 健診業務の推進

疾病の早期発見・早期治療だけでなく、生活習慣病を未然に予防して生涯の健康を守ることも目的とし、利用者の目線に立った質の高いサービスを提供します。人間ドックについては、本年度も1日10人の定員枠を維持し、検査がスムーズに流れるよう努めます。

また、検診後は、結果の迅速な返却に心がけ、各種健康教室への参加や専門外来への受診を促進するなど、より健康に過ごしていただけるような支援に努めます。

5 地域連携体制の強化

綾部市の地域包括ケアシステムにおける医療の拠点として、地域の医療機関や介護福祉施設、行政と円滑な連携体制の強化を図り、地域の中長期的な人口構造や医療ニーズの質・量の変化に対応して、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保に努めます。

京都府立医科大学附属北部医療センターを中心とした京都府北部の関係病院との相互補完体制の更なる推進を図り、綾部市並びに京都府北部地域の医療連携体制の充実に努めます。

6 へき地医療の確保

京都府へき地医療拠点病院として、綾部市の要請に基づき市内の無医地区にある綾部市立診療所に医師を派遣して、当該地域の医療確保に努めます。医師不足が深刻な問題となっていますが、常勤医師の確保に努め、本年度におきましても毎週木曜日に市立奥上林診療所へ、毎週月曜日と金曜日には市立中上林診療所にそれぞれ医師1名を派遣します。

7 訪問看護・居宅介護支援事業の推進

訪問看護事業は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで継続できるよう、医療と介護を繋ぐという非常に重要な役割を担っています。本年度におきましても利用者や家族の思いを尊重した在宅療養を守るため、24時間の訪問看護体制を維持しながら更なるサービスの向上に努めるとともに、新規利用者の獲得や訪問件数の増加に努めます。

また、居宅介護支援事業につきましては、近年は高齢化の進行もあり、介護ニーズは多様化しており、ケアプランの重要性がますます高まっています。利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、地域の介護福祉施設や介護サービス提供事業者、行政等との連絡・調整を行います。